

徳島市子育ての文化を創造するための 社会の役割に関する条例

(通称：とくしま子育て文化創造条例)



徳 島 市



■ はじめに ■

核家族化の進行、人々の価値観の多様化、就労形態の多様化などにより、子育て家庭は、孤立感を深めたり、子育てに対する不安感・負担感を増大させたりしています。こうした中、だれもが安心して子どもを生み、育てていくためには、社会全体で子育てを支えていくことが大切です。

徳島市では、市民一人一人が子育てを支援していくことを通じて、地域の人と人とのつながりを再生し、子育てに伴う誇りと喜びを共有できるまちづくりを推進するとともに、こうした取り組みが、子育ての文化として培われ、将来に受け継がれていくことを目指して、平成 21 年 9 月に「徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例（通称：とくしま子育て文化創造条例）」を制定いたしました。

この条例では、子育て支援について、基本理念を定め、市の責務及び保護者、市民、子育て支援団体、事業者、学校等の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めています。

基本理念

- ① 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮します。
- ② 保護者が子育ての意義に理解を深め、子育てに誇りと喜びを実感できるよう配慮します。
- ③ だれもが安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境を整備します。
- ④ 社会全体で子育て支援に取り組む意識の向上を図ります。
- ⑤ 市、市民、子育て支援団体、事業者、学校などが相互に連携し、協働して取り組みます。
- ⑥ 結婚、出産や子育てへの個人の意思・価値観が尊重されるよう配慮します。



徳島市は

- 市民等や関係機関と連携・協働した子育て支援策の策定と総合的かつ計画的な実施
- 市民等の自主的かつ主体的な子育て支援活動推進のために必要な支援

【子育て家庭への支援】

- 子育てに関する情報・学習機会の提供
- 市民等及び関係機関と相互に連携した相談体制の整備
- その他保護者の負担軽減や子育てしやすい環境の整備などの支援

【子育てを支援する仕組みづくり】

- 市民等の子育て支援活動を促進するための支援
- 子どもがのびのびと活動でき、保護者や市民等が広く交流できる地域の拠点づくり
- 市民等の関心と理解を深め、積極的な参加を促進するための広報・啓発活動

を行います

相互に連携し、支援・協力

●市民等とは

市民、子育て支援団体、事業者、学校などを指します

●学校等とは

幼稚園、小学校、中学校、保育所、児童館などを指します

●関係機関とは

国、県その他の関係機関を指します

市民のみなさんは

- 子育ての意義、子育て支援の重要性への関心と理解
- 地域における子育て支援活動への積極的な参加
- 子どもを守るための安全・安心な地域づくり

をお願いします

保護者のみなさんは

- 子どもの成長に大きな責任を有することの自覚
- 子どもの心身のよりどころとなる愛情のある家庭づくり
- 子どもに基本的な生活習慣やきまりを守る意識等を身につけさせること
- 地域社会の一員として、子どもとともに地域活動に取り組み、地域とのかかわりを大切にする

をお願いします

学校等では

- 集団の中で子どもの豊かな人間性、社会性等を身につけさせること
- 子育て支援活動の積極的な推進
- 保護者、市民等と連携した子どもが安全・安心に学び育つことのできる環境づくり

をお願いします

子育て支援団体のみなさんは

- 地域の特性を生かした子育て支援活動の積極的な推進
- 市や市民等との連携・協働による子育て支援の拡充
- 子ども、保護者が地域活動に参加しやすい環境づくり

をお願いします

事業者のみなさんは

- 仕事と家庭生活が両立できる職場環境の整備
- 地域社会の一員として、子育て支援活動の積極的な推進

をお願いします

社会全体で子どもと子育て家庭を支援



子育て
文化の創造

